

議第2号議案

新座市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年3月16日提出

提出者	新座市議会議員	助川	昇
賛成者	//	白井	忠雄
	//	野中	弥生
	//	荒井	規行
	//	富永	孝子
	//	小野	大輔

提 案 理 由

新座市オンブズマン条例の廃止に伴い、総務常任委員会の所管事項を改めるため、この案を提出する。

新座市議会委員会条例の一部を改正する条例

新座市議会委員会条例（昭和52年新座市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人</p> <p style="padding-left: 2em;">所管事項 一般会計のうち歳入に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">総合政策部所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">総務部所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">財政部所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">出納室所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">選挙管理委員会に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">公平委員会に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">監査委員に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">固定資産評価審査委員会に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人</p> <p style="padding-left: 2em;">所管事項 一般会計のうち歳入に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">総合政策部所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">総務部所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">財政部所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">出納室所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>オンブズマン室に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 4em;">選挙管理委員会に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">公平委員会に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">監査委員に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">固定資産評価審査委員会に関する事項</p> <p style="padding-left: 4em;">他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2)～(4) [略]</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。